

株式会社つるエネルギー  
電気供給約款  
別紙 I (料金表)

2021年9月1日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。本別紙の適用日は2021年9月1日とします。

「つるの」 シリーズ名		プラン説明
でんき	B (アンペア) プラン	基本プラン
	C (キロボルトアンペア) プラン	
低圧動力	低圧動力プラン	

## 料金プラン：つるのでんき B

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金 (税込)
20 アンペア	1 契約	572 円 00 銭
30 アンペア	1 契約	858 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	1,144 円 00 銭
50 アンペア	1 契約	1,430 円 00 銭
60 アンペア	1 契約	1,716 円 00 銭

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金 (税込)
最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金)	1kWh	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	25 円 16 銭
上記超過 (第 3 段階料金)	1kWh	27 円 80 銭

### (3) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金及び別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	単位	料金 (税込)
	1 契約	235 円 84 銭

## 料金プラン：つるのでんき C

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### ニ 契約容量

(1) 契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kVA	286 円 00 銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金（税込）
最初の 120 キロワット時まで（第 1 段階料金）	1kWh	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで（第 2 段階料金）	1kWh	25 円 16 銭
上記超過（第 3 段階料金）	1kWh	27 円 80 銭

## 料金プラン：つるの低圧電力

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電力が 50kw 未満のものに適用いたします。

### ロ 供給電気方式

交流三相 3 線式

### ハ 供給電圧および周波数

200 ボルト (V)、50 ヘルツ (Hz)

※供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### ホ 契約容量

(1) 契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (イ)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電

気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金（税込）
1kw	※個別協議にて決定

#### (ロ)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 37 銭	15 円 80 銭

※注：需要者又は供給者に、下記に記載された不利益や事情変更が生じた場合には、上記の

料金単価を、適当な水準に修正するため、両者にて協議するものとする。

- ① 電力会社が電気需要料金を変更し、供給者の料金単価が電力会社よりも割高になった場合。
- ② 供給者の電気供給事業の環境変化（本契約に適用される法令や制度等の変更、発電量燃料の高騰、一般社団法人卸電力取引所の卸電力価格高騰等をいう。）により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回る場合。
- ③ 需要者が本契約の締結に先だてて供給者に提出した需要者の本契約期間中の電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去 1 年間の電気需要実績を電気需要予測と見なすものとする。）と需要者の実際の電気需要の量が乖離した場合。

## 別 表

### イ 休日

本別紙において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日